

目的, 基本理念 (修正案)

【条例素案 (修正案 1)】 「まちづくり」を定義し使う場合

(目的)

第〇条 この条例は、~~市民主権の理念にのっとり、~~本市における自治の基本理念および自治運営の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割および責務ならびに参加と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、~~市民自治を確立すること~~
自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第〇条 市民および市は、次に掲げる基本理念にのっとり、~~市民自治の確立を目指す~~**まちづくりを進める**ものとする。

- (1) まちづくりの主権者は、市民であること。
- (2) ~~市民が地域の課題を自ら解決していくことを基本として、主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。~~

主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。

- (3) **地域の特性および独自性を尊重したまちづくりを推進すること。**

【条例素案（修正案２）】 「まちづくり」を使わない場合

（目的）

第〇条 この条例は、~~市民主権の理念にのっとり、~~本市における自治の基本理念および自治運営の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割および責務ならびに参加と協働による~~まちづくり~~**自治運営**の基本的事項を定めることにより、市民自治を確立~~することし、~~**自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを**目的とする。

（基本理念）

第〇条 市民および市は、次に掲げる**ことを、自治の基本理念にのっとり、市民自治の確立を**~~目指すものとする。~~

- （１） ~~まちづくり~~**自治**の主権者は、市民であること。
- （２） ~~市民が地域の課題を自ら解決していくことを基本として、主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。~~

主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。

- （３） **地域の特性および独自性を尊重した地域自治を推進すること。**

他市の自治基本条例における「まちづくり」の定義について

(案) 「まちづくり」とは、心豊かに、快適に暮らせるまちを実現するための取組をいう。

他都市の状況

条 例 名	「まちづくり」の定義
花巻市まちづくり基本条例 (H20. 4. 1 施行)	自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいいます。
札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1 施行)	快適な生活環境の確保，地域社会における安全及び安心の推進など，暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
岐阜市住民自治基本条例 (H19. 4. 1 施行)	市民生活に係る様々な分野において，地域等を，より良いものとするための取組をいう。
市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例 (H19. 4. 1 施行)	市民と市が，対等な立場で協働することを基本とし，明るく活気に満ちた住みよい新発田を共に創り上げることをいう。
平塚市自治基本条例 (H18. 10. 1 施行)	市民が幸せに暮らすまちとしていくための，あらゆる活動及び事業をいいます。
善通寺市自治基本条例 (H17. 10. 1 施行)	市民の生活の質の向上のため，市民自身が地域課題を発見し，又はその解決を図ることをいう。
静岡市自治基本条例 (H17. 4. 1 施行)	心豊かに，かつ，快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
草加市みんなでまちづくり自治基本条例 (H16. 10. 1 施行)	前文に掲げた理念に基づき，「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。